

＝枚方市自立支援協議会：全体会 資料＝

2024 年 12 月

「地域生活支援拠点等の整備について」

<地域生活支援拠点等>とは？

・厚労省資料から※別紙資料参照

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

・枚方市障害者計画（第 4 次改訂版から）

相談、一人暮らしやグループホーム等の体験の機会の場、緊急時の受入れや対応等、地域生活支援拠点の早急な整備に向けて取り組み、コーディネーターを配置するなど機能の充実に努めます。

・大きくまとめてみると

- ① 親元からの「自立生活」や「施設・病院からの「地域移行」をすすめるための地域の社会資源の連携強化や体制整備が求められている。
また、医療的ケアを要するような重度障害者（児）への支援は医療を含む多様な専門性を含めた連携体制が求められる。
- ② 障害当事者の介護を担っている者が高齢化や疾病等による理由で、介護が出来ない状況になった時、即座に対応できる「仕組み」と「連携体制」が求められている。
しかしながら、こういった事例に関しては、緊急時になる以前に支援の関わりが求められるべきであろうし、その仕組みが思案されなければ、「親なき後」議論に見られがちな、半ば対策的な「高専賃」や入所施設等、脱施設の思考に反した流れをつくってしまう事が懸念される。
- ③ 幼児期から学齢期、成人と系統だった支援体制の構築が求められる。その支援体制には、「共に学ぶ」や「地域での生活」等、基本的な理念に基づいたものであるべきだと考える。
- ④ 福祉に携わる人材育成の必要性。地域では慢性的な「担い手不足」が生じている。
障害者の地域生活を支える人材育成は、「処遇」に係わる課題も大事ではあるが、教育や地域にたいし、積極的な取組を行い、障害者支援への関心度を高める事が求められる。

(2) 国が示した主な要件に基づく提案（平成 29 年 7 月 7 日 通知）

①相談→既存の相談支援体制及び関連相談支援機関のネットワーク

◆相談支援機関全体ネットワークの構築

<内容>知的ネット・包括センター・ひきこもり関係・生活困窮者関連機関等、枚方市内の相談支援機関の連携と情報共有等を行う。

②体験の機会・場→既存：精神居室体験事業／新規（提案）：（身障・知的対応型）

◆「自立体験室」の設置による地域移行（施設&病院&親元）の促進。

<目的>

・「自立体験室」バリアフリータイプの居室の確保。地域移行希望者に対し一定期間居室を提供し、地域移行、自立生活の促進を図る。

<利用の手順>

① 利用の対象者

- ・施設、病院から地域生活を希望する者。
- ・親元やグループホームから単身生活を希望する者
- ・単身生活のサービスの利用の体験等を希望する者 等

② 体験事業を利用する場合の支援機関の考え方

- ・国が示す地域移行コーディネーターの配置は行わない。
- ・「委託」「指定」相談支援事業所
- ・障害福祉サービス事業所（居宅・重訪・グルホ・日中系事業所）
- ・支援関係がなく、個人からの利用申出があった場合、指定もしくは委託支援センターに対し支援機関として対応を求める。
- ・障害福祉事業所からの利用申出があった場合、支援機関としてサービス計画の策定や実際の支援を行う。※支援は複数の事業所対応で行う場合も有

③ 利用（支援）内容

- ・自立体験室の利用を希望する場合、支援機関の対応が必要。
- ・利用当事者と支援機関がアセスメント会議を開催し、「自立体験室」利用に関する、支援計画（自立生活プログラム（仮称））を作成する。
- ・作成したケアプランに基づき実際の福祉サービス（居宅介護・移動支援・生活介護 等）を体験利用する。
- ・体験後、アセスメント会議を実施し、その後の支援方針を協議する。

④ 事業費の考え方

＜コーディネイト費＞

- ・指定相談支援事業所による支援の場合、「地域移行」「地域定着」「自立生活援助」等を活用する。
- ・相談支援事業所以外の福祉サービス事業所による支援の場合、「地域移行支援費」として、支援期間等に応じて事業費を支払う。

＜サービス費＞

- ・個別計画によって作成されたサービスに関しては、個別給付として支給決定し事業所との契約を元にサービス提供、利用を行う。
- ・入院中や施設入所、グルホ利用等の当事者の場合、ホームヘルプ等の支給決定ができないので、利用期間、利用内容を定めた上で、全額「自立体験プログラム費」としてサービス費を支払う。

＜自立体験室の運営＞

- ・「自立体験室事業」を事業化し委託支援センターに事業委託を行う。
- 「自立体験プログラム事業」

自立体験室の利用を月 1 人程度と想定して年間 12 人利用と想定。

③ 緊急時の受入れ・対応→既存 GH のショート又は体験の場活用

緊急時の受入れに係る協定事業所（短期入所）※10 事業所

④ 専門的人材の確保

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や専門的な対応ができる人材を行う機能。